

個人情報ファイルの名称	滞納データ（住民情報システム）	
行政機関等の名称	北秋田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	納税者の滞納情報管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 宛名番号、4 世帯番号、5 生年月日、6 性別、7 電話番号、8 住登外区分、9 担当職員、10 収納情報、11 代納者等、12 処分・執停、13 分納・猶予、14 交渉経過、15 納付履歴、16 世帯員	
記録範囲	市税を滞納している者	
記録情報の収集方法	住民情報システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人、官公署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北秋田市総務部総務課	
	（所在地）〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施無し）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		